

マイナンバーカード提示のご案内

当院では、令和5年5月22日よりマイナ保険証を利用した「オンライン資格確認システム」の運用開始に伴い、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表の通り診療報酬点数を算定致します。なお、マイナ保険証の利用や問診票等を通して患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）です。このオンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が薬剤情報などの提供について同意された場合、診療情報、薬剤情報、特定健診情報、限度額区分の確認が可能となり、お会計時の窓口負担の変動があります。また、同意されなかった場合、従来の保険証で受診した際と同じ料金の算定となります。

※表は3割負担の場合

各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は今まで通り紙の受給者証の提示をお願い致します。オンライン資格確認システムの障害等により、マイナ保険証が利用できない場合がありますので、マイナ保険証での受診時でも、念のため**保険証原本**を持参してください。

ご不明な点が御座いましたら受付スタッフまでお問合せください。

		令和5年4~12月	令和6年~
初診	マイナンバーカードを利用しない	6点 (20円)	4点 (10円)
	マイナンバーカードを利用する	2点 (10円)	2点 (10円)
再診	マイナンバーカードを利用しない	2点 (10円)	—
	マイナンバーカードを利用する	—	—